特別規則書（草案）
Supplementary Regulations - Draft

加勢裕二杯

モントレー 2026

MONTRE REGULARITY 11.21-22

2026 年全日本ラリー選手権 第 9 戦　同時開催イベント

レギュラリティ・ラリー・イン・モントレー 2026

Regularity Rally in MONTRE 2026

11 月 21 日（土）~ 22 日（日）



Ver.2.0 30 October 2026

目次

公示 3
第 1 章 3
第 1 条　競技会の名称 3
第 2 条　競技種目 3
第 3 条　競技会の格式 3
第 4 条　開催日程 3
第 5 条　開催場所および競技距離 3
第 6 条　競技内容 3
第 7 条　オーガナイザー 3
第 8 条　大会審査委員会 3
第 9 条　大会競技役員 4
第 10 条　参加申込および参加料 4
第 11 条　競技会に有効な保険 4
第 12 条　プログラム 4
第 13 条　公式掲示板 5
第 2 章　競技参加に関する基準規則 5
第 14 条　参加資格 5
第 15 条　参加車両 5
第 16 条　参加台数 5
第 17 条　クラス区分 5
第 18 条　参加受理ならびに
クルー・参加車両の変更 6
第 3 章　競技に関する基準 6
第 19 条　参加確認 6
第 20 条　車両検査およびタイヤ 6
第 21 条　仮想チェックポイント（Virtual CP） 7
第 22 条　ジョーカー（Joker） 7
第 23 条　計時 8
第 24 条　トラッキングおよび計測用デバイスの
配布と運用 8
第 25 条　ペナルティポイント 8
第 26 条　順位 9
第 27 条　リタイア・競技の離脱 10
第 28 条　競技内容の変更 10
第 29 条　競技の中断または打ち切り 10
第 30 条　罰則 10
第 4 章　サービスおよび充電に関する基準 11
第 31 条　サービス（整備作業） 11
第 32 条　充電およびエネルギー補給 11
第 33 条　クルーの装備 11
第 34 条　一般安全規定 11
第 35 条　抗議 12
第 5 章　損害の補償 12
第 36 条　損害の補償 12
第 6 章　その他の手順 12
第 37 条　ラリースタート 12
第 38 条　スタートリスト 12
第 39 条　ロードブックの配布 12
第 40 条　レギュラリティステージ 13
第 41 条　再出走（リスタート） 13
第 42 条　ラリーフィニッシュ 13
第 43 条　最終車両検査 13
第 44 条　エネルギー消費量および
エネルギー性能指数 13
第 45 条　賞典 14
細則エラー! ブックマークが定義されていません。

公示

2026 年レギュラリティ・ラリー・イン・モントレー（Regularity Rally in MONTRE 2026）は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに、FIA 競技長に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその細則、ラリー競技開催規定、および本競技会特別規則書に従い準国内競技として開催される。

第 1 章

第 1 条　競技会の名称

Regularity Rally in MONTRE 2026

第 2 条　競技種目

第 1 種アベレージラリー

第 3 条　競技会の格式

JAF 公認 準国内競技

公認番号：TBA

第 4 条　開催日程

2026 年 11 月 21 日（土）～22 日（日）

第 5 条　開催場所および競技距離

開催場所：群馬県内

総走行距離：約 190km

レギュラリティステージ（RS）総距離：約 48km

なお、最終的な総走行距離、各レグの距離、RS 数および RS 距離はアイテナリーまたは公式通知に示す。

第 6 条　競技内容

バッテリー式電気自動車（BEV）および燃料電池自動車（FCEV）を主体とし、主催者が特別に認めたプラグインハイブリッド車（PHEV）を含む車両によるレギュラリティラリーとする。

第 7 条　オーガナイザー

NPO 法人 MOSCO（JAF 公認団体 10001）

第 8 条　大会審査委員会

審査委員長：西井敏則（MSCC）

審査委員：小口 貴久

第 9 条　大会競技役員

競技長：高桑春雄（NPO MOSCO）

事務局長：高橋浩司（NPO MOSCO）

コース委員長：鈴木　博（NPO MOSCO）

計時委員長：山口昌也（NPO MOSCO）

技術委員長：並木　衛（NUTS）

救急委員長：安東貞敏（NPO MOSCO）

医師団長：大島正行

第 10 条　参加申込および参加料

参加申込は、主催者の招待を受けた者および主催者が特別に認めた者に限る。

参加料は 165,000 円とする。ただし、主催者の招待者については参加料を免除する。

第 11 条　競技会に有効な保険

競技参加者は、競技会開催期間中に有効な対人賠償保険（または共済等）および搭乗者保険（または共済）に加入していなければならない。主催者を通じて「全国ラリー共済」に加入することもできる（1 組 10,000 円）。

第 12 条　プログラム

日時	プログラム	場所
10 月 30 日（金）	特別規則書発行	公式掲示板
11 月 6 日（金）	エントリー開始	大会事務局
11 月 13 日（金）	エントリー締切	大会事務局
11 月 20 日（金）15:00～19:00	参加確認 1・マテリアル配布	大会本部（ラリーHQ）
11 月 21 日（土）6:30～8:00	参加確認 2・マテリアル配布	大会本部（ラリーHQ）
11 月 21 日（土）8:00～9:00	公式車両検査・GPS トラッカー配布	安中市役所駐車場
11 月 21 日（土）10:00	ドライバーズブリーフィング／LEG1 スタートリスト発表	大会本部／公式掲示板
11 月 21 日（土）11:01～	LEG1 スタート	安中市役所駐車場
11 月 21 日（土）16:31（予定）	LEG1 フィニッシュ	安中市役所駐車場
11 月 21 日（土）20:00	LEG2 スタートリスト発表	公式掲示板
11 月 22 日（日）10:01～	LEG2 スタート	安中市役所駐車場
11 月 22 日（日）11:51（予定）	LEG2 フィニッシュ	安中市役所駐車場
11 月 22 日（日）13:00（予定）	暫定結果発表	公式掲示板
11 月 22 日（日）13:30（予定）	暫定表彰式	安中しんくみスポーツセンター
11 月 22 日（日）14:00（予定）	正式結果発表	公式掲示板

第 13 条　公式掲示板

公式掲示板は Sportity アプリおよびモントレー大会公式ウェブサイトによる電子掲示板とし、原則として物理的な掲示板は設けない。Sportity のイベントコードは ***RRM26***。

第 2 章　競技参加に関する基準規則

第 14 条　参加資格

14.1　クルーは、ドライバー1 名およびナビゲーター1 名の 2 名で構成する。競技中、それ以外の者の乗車は認めない。

14.2　ドライバーおよびナビゲーターはいずれも競技中に運転を行うことができる。ただし、公道上で当該参加車両を運転するために有効な自動車運転免許証ならびに本競技に有効な競技運転者許可証を所持していなければならない。

14.3　本競技会に有効な競技運転者許可証は JAF 国内 B 以上とする。外国 ASN 発給の競技許可証を使用する場合は、JAF 国内競技規則その他の適用規定に従う。

14.4　競技参加者は、本競技に有効な競技参加者許可証を所持していなければならない。ただし、競技運転者許可証が競技参加者許可証を兼ねる場合を除く。

第 15 条　参加車両

2026 年 JAF 国内競技車両規則に定める AE、RF または F 車両で、道路運送車両の保安基準に適合し、有効な自動車登録番号標を有するとともに、以下の条件を満たす車両とする。

15.1　バッテリー式電気自動車（BEV）または燃料電池自動車（FCEV）。

15.2　主催者が特別に認めたプラグインハイブリッド車（PHEV）。

15.3　参加車両はメーカー出荷時の標準仕様を基本とし、車両の性能または安全構造に影響を及ぼす改造が施されていない車両でなければならない。ロールケージその他の競技用安全装備の追加、ならびにエンジン、モーター、駆動系、サスペンション、ブレーキ等の性能に関わる改造は認められない。ただし、ドライブレコーダー、ナビゲーション機器、ラリーコンピューター、スマートフォンホルダーその他これらに類する、車両の性能または安全構造に影響を及ぼさない用品・機器の装着はこの限りではない。

15.4　非常用停止表示板（三角表示板）および非常用信号用具をそれぞれ 1 個以上、ならびにファーストエイドキット一式を競技車両に積載すること。

第 16 条　参加台数

参加台数は、主催者による招待および主催者が特別に認めた者を対象とするため、具体的な上限は本特別規則書では定めない。ただし、安全な競技運営上必要な場合、主催者は参加台数を制限することができる。

第 17 条　クラス区分

クラス区分は設けない。

第 18 条　参加受理ならびにクルー・参加車両の変更

18.1　参加受理は、主催者の招待を受けた者および主催者が特別に認めた者に限る。

18.2　正式参加受理後のクルーおよび参加車両の変更は原則として認められない。

18.3　やむを得ない理由によりクルーまたは参加車両を変更しようとする場合、参加者はその理由を付した文書を主催者に提出し、競技会審査委員会の承認を得なければならない。

18.4　参加車両の変更は、変更後の車両が本競技の参加車両規定に適合し、所定の車両検査に合格することを条件とする。

18.5　主催者は、JAF 国内競技規則に従い、参加申込を拒否することができる。

第 3 章　競技に関する基準

第 19 条　参加確認

参加確認では、以下の書類の原本または JAF 諸規則等で認められた有効な電子的証明を提示しなければならない。

1) クルーの自動車運転免許証（原本）または免許情報を記録したマイナンバーカード等、法令上有効な免許確認手段

2) クルーの競技運転者許可証

3) 競技参加者許可証（競技運転者許可証がこれを兼ねる場合を除く）

4) 参加車両の自動車検査証

5) 自動車損害賠償責任保険証明書（自賠責）

6) 本競技会に有効な自動車保険証書または共済への加入を証明する書類

第 20 条　車両検査およびタイヤ

技術委員は参加車両の検査、整備作業の管理ならびに必要に応じたマーキング・封印を行う。車両検査に関する判定は技術委員長が行い、必要に応じて競技長または競技会審査委員会に報告する。

20.1　車両検査は第 12 条のスケジュールおよび場所で実施する。車両検査を受けていない車両（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く）または車両検査に不合格となった車両は出走できない。ただし、競技会審査委員会は規則に適合させるための限定された修復時間を認めることができる。

20.2　出走前車両検査では、第 15 条への適合確認、タイヤおよびタイヤ空気圧の確認、GPS トラッカーの取付確認等を行う。追加前照灯の装着は認めない。

20.3　本競技におけるタイヤの「冷間時」とは、測定時のタイヤ表面温度が 35°C以下である状態をいう。

20.4　冷間時のタイヤ空気圧は、車両メーカーが通常使用時について指定する規定値を基準とし、その値に対して±5%の範囲内でなければならない。メーカーが前輪および後輪について異なる値を指定している場合は、それぞれの指定値に従う。積載条件別に複数の指定値がある場合は、通常の乗用使用時の指定値を基準とする。

20.5　タイヤ空気圧の判定には主催者が指定するゲージの測定値を基準として用いる。タイヤへの充填には空気のみを使用すること。

20.6　競技中のタイヤ空気圧の調整は認められる。ただし、主催者は競技中に抜き打ちのタイヤ空気圧およびタイヤ表面温度の検査を実施することができる。検査時に本条の規定に適合していないことが確認された場合、技術委員長はその事実を競技長および競技会審査委員会に報告し、競技会審査委員会は罰則を科すことができる。

20.7　競技終了後、指示された車両に対して最終車両検査を行う。競技会審査委員会または技術委員長が必要と判断した場合、あるいは抗議の内容により必要とされる場合は、分解を伴う検査を行うことができる。その際の分解、組付けに必要な工具、部品および費用は競技参加者の負担とする。

20.8　ゼッケン番号は主催者が決定する。主催者より配布されたゼッケンおよび JAF 公認競技会之証は指定された位置に正しく貼付しなければならない。

第 21 条　仮想チェックポイント（Virtual CP）

21.1　本競技では、FIA ecoRally Cup 方式の学習・体験を目的として、レギュラリティステージ（RS）内のチェックポイントの全部または一部を、GPS トラッカーによる位置情報および時刻情報を用いた仮想チェックポイント（Virtual CP。以下「CP」という）として設定する。

21.2　仮想 CP には原則として物理的な計時機器、クロック、標識またはオフィシャルを配置せず、GPS トラッキングシステムによりラリーコントロールで通過時刻を記録する。これは JAF 第 1 種アベレージラリー開催規定に定める通常の有人チェックポイントに代わる特別な運用として実施する。

21.3　主催者は、各 RS のスタート地点、RS 内の指示平均速度および平均速度変更地点その他必要な情報を、ロードブック、タイムカードまたは公式通知により示す。ただし、仮想 CP の正確な位置は原則として競技者に事前に公表しない。

21.4　仮想 CP は、競技の公平性および安全性を考慮して必要な数を設定する。

21.5　GPS トラッキングシステムの技術的障害その他競技者の責に帰すことのできない理由により CP の記録が得られなかった場合、競技長は利用可能なデータをもとに最も妥当と認められる記録を割り当て、または当該 CP を成績計算から除外することができる。必要に応じて競技会審査委員会に報告する。

第 22 条　ジョーカー（Joker）

22.1　ジョーカーは、一般交通、信号、道路工事その他の障害により、競技者が RS 内の 1 つまたは複数の仮想 CP で理想時刻から遅れた場合に、その影響を軽減し、安全かつ法令を遵守した走行を促すことを目的とする。

22.2　ジョーカーは、競技者の申告によらず、主催者が成績計算時にすべての対象競技者へ自動的に適用する。

22.3　各レグに適用するジョーカーの数は、当該レグに設定された仮想 CP 総数の 2%を基準として主催者が定め、当該レグのスタート前までに公式通知に示す。端数の取扱いも公式通知に示す。すべての対象競技者には同数のジョーカーを適用する。

22.4　ジョーカーは、当該競技者の対象レグにおける仮想 CP のうち、遅着によるペナルティポイントが最も大きい CP から順に適用し、適用された CP の遅着ペナルティポイントを成績計算から除外する。

22.5　理想時刻より早く通過した CP にはジョーカーを適用しない。

22.6　競技者が CP を通過していない場合、コース逸脱等により CP の有効な計測記録がない場合、その他 CP 未通過として扱われる場合にはジョーカーを適用しない。

22.7　一般交通を完全に閉鎖して実施する RS、クローズドステージ、サーキットステージその他一般交通の影響を受けない区間にはジョーカーを適用しない。

22.8　ジョーカーの適用は、道路交通法その他の法令への違反、危険な運転または本規則その他の競技規則への違反を免責するものではない。

22.9　ジョーカーの具体的な算出方法その他必要な事項は公式通知に示す。

第 23 条　計時

23.1　計測は、主催者が車両検査時に取り付ける GPS トラッカーデバイスを用いてリモートで行う。RS スタートおよびフィニッシュ等には必要に応じて標識を設置するが、仮想 CP には物理的な計測機器またはクロックを設置しない。

23.2　RS 内の計測は 1 秒単位で行う。

23.3　GPS トラッカーの取付後は、主催者が指定する手順で正常な作動を確認しなければならない。クルーは、異常があれば直ちに技術委員または指定された担当者に申告しなければならない。

23.4　主催者は、主催者が配布するスマートフォンと主催者が設定した距離情報との整合を図るため、4km 以上のキャリブレーションゾーンを設定する。場所および利用可能時間は公式通知に示す。キャリブレーションゾーンの走行は任意とする。

第 24 条　トラッキングおよび計測用デバイスの配布と運用

24.1　主催者は、GPS トラッキングおよび計測用デバイスとして、各参加車両にスマートフォン（iPhone 8）2 台および充電ケーブル 2 本を貸与する。

24.2　参加者は、貸与されるスマートフォン 2 台を車内に固定するためのスマートフォンホルダー2 個、および当該 2 台を充電するための USB Type-A ポート 2 口を用意しなければならない。

24.3　貸与されるスマートフォンは、主催者が指定する GPS トラッキングおよび計測の用途に限り使用すること。ラリーコンピューターアプリのインストールまたは使用を含め、他の用途に使用することを禁止する。

第 25 条　ペナルティポイント

25.1　RS 内の各仮想 CP において、理想通過時刻から 1 秒ずれるごとに 10 ペナルティポイントとする。

25.2　タイムコントロールへの早着は、1 分につき 300 ペナルティポイントとする。

25.3　タイムコントロールへの遅着は、1 分につき 200 ペナルティポイントとする。

25.4　タイムコントロールへの到着が 30 分以上 60 分未満遅れた場合、または同一レグにおける累積遅延が 30 分以上 60 分未満となった場合は、6,000 ペナルティポイントとする。

25.5　タイムコントロールへの到着が 60 分以上遅れた場合、または同一レグにおける累積遅延が 60 分以上となった場合は、12,000 ペナルティポイントとする。

25.6　タイムコントロール、リグループコントロールまたは RS スタートに到着しなかった場合は、当該コントロール 1 か所につき 12,000 ペナルティポイントとする。

25.7　ロードブックに指定されたルートから逸脱し、仮想 CP を通過しなかった場合は、未通過 CP1 か所につき 3,600 ペナルティポイントとする。必要に応じ、他の罰則と併科することができる。

25.8　リエゾンにおいて、正当な理由なく、ロードブックまたは公式通知で示された走行条件に対して著しく低速で走行し、他の交通または競技運営に影響を及ぼしたと認められた場合は 600 ペナルティポイントとする。具体的な最低許容速度を設定する場合は公式通知に示す。

25.9　タイムコントロールでタイムカードを提示しなかった場合は 600 ペナルティポイントとする。

25.10　オフィシャルの承認を得ずにタイムカードを訂正または変更した場合は 600 ペナルティポイントとする。

25.11　道路交通法その他の交通法規違反が確認された場合は、1 回目 150 ペナルティポイント、2 回目 300 ペナルティポイント、3 回目は失格とする。ただし、違反の程度が重大である場合、競技会審査委員会は回数にかかわらずより重い罰則を科すことができる。

25.12　制限速度超過が GPS 記録、警察その他の公的機関または競技役員の報告等により確認された場合、次の罰金を科すことができる。

(1) 10km/h 以上 20km/h 未満の超過：20,000 円

(2) 20km/h 以上 30km/h 未満の超過：40,000 円

(3) 30km/h 以上の超過：60,000 円

また、公式通知で最低許容速度が設定された区間において、その最低許容速度を 10km/h 以上下回った場合は 40,000 円の罰金を科すことができる。

25.13　サービス車両その他参加者の関係車両について通行制限を設定する場合、その対象区間、時間および罰則は公式通知に示す。

25.14　第 31 条に定める整備条件に違反した場合は 300 ペナルティポイントとする。ただし、違反の程度により競技会審査委員会はより重い罰則を科すことができる。

25.15　競技長の許可なくパルクフェルメから退出した場合は 3,600 ペナルティポイントとする。

25.16　タイムカードを紛失した場合は 3,600 ペナルティポイントとする。

25.17　本条に明記されていない違反については、JAF 国内競技規則、JAF ラリー競技開催規定、同細則および本特別規則書に基づき、競技会審査委員会が罰則を決定する。

第 26 条　順位

第 **22** 条のジョーカーを適用した後、第 **25** 条その他本規則により課されたペナルティポイントを合計し、その合計が少ないクルーを上位とする。

総ペナルティポイントが同点の場合は、各レギュラリティステージ（RS）における順位を比較し、RS における 1 位の獲得回数が多いクルーを上位とする。なお同点の場合は、2 位の獲得回数、次いで 3 位の獲得回数、以下同様に順次比較して順位を決定する。

これらを比較してもなお同順位となる場合は、当該クルーを同順位とする。

第 27 条　リタイア・競技の離脱

27.1　参加確認終了後に出走しない場合、または出走後に競技を途中で離脱する場合は、直ちに最寄りのオフィシャルにリタイア届を提出すること。提出が不可能な場合は、電話その他の手段によりラリーHQ へ連絡すること。リタイア届はロードブック巻末の用紙を使用する。

27.2　リタイアまたは失格により競技を離脱する場合は、主催者の指示に従い、ゼッケン、JAF 公認競技会之証その他競技関係貼付物を取り外すこと。

第 28 条　競技内容の変更

競技内容の変更は、JAF 国内競技規則その他の適用規定に従い発行された公式通知によって行う。競技中に従前の指示と異なる新たな指示が与えられた場合は、その公式通知に明示された範囲に限り新たな指示を適用する。

第 29 条　競技の中断または打ち切り

事故、故障車、災害、悪天候その他の事由により、安全または公正な競技の継続が困難と判断された場合、競技を中断または打ち切ることがある。その決定および成績の取扱いは、適用される JAF 諸規則に従い競技会審査委員会が裁定する。競技者は主催者またはオフィシャルの指示に従わなければならない。

第 30 条　罰則

参加者またはクルーが次のいずれかに該当した場合、競技会審査委員会は失格を上限とする罰則を科すことができる。

1. 交通事故を起こしたとき。
2. 道路交通法その他の法令に違反したとき。
3. リタイアの申告をせず競技から離脱したとき。
4. 走行マナー、競技者としての態度または品行に重大な問題があるとき。
5. タイムカード、コントロールシートまたは計測に関する記録を不正に改ざんしたとき。
6. 車両規則違反が発見されたとき。
7. 参加車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に不正な変更が加えられ、または失われたとき。
8. 承認なく競技中にクルーまたは車両を変更したとき。
9. 参加者、クルーまたは関係者間で不正行為があったとき。
10. 競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
11. クルーがブリーフィングに正当な理由なく遅刻または欠席したとき。
12. JAF 諸規則、本特別規則書または公式通知に対する重大な違反があったとき。
13. 競技ルートを故意に塞ぐ等により他のクルーの走行を妨害したとき。

第 4 章　サービスおよび充電に関する基準

第 31 条　サービス（整備作業）

31.1　本競技では、原則としてサービス地点を設けない。

31.2　競技中、クルー以外の者による参加車両の整備作業は認めない。ただし、安全上または競技運営上必要であると競技長または技術委員長が認めた場合はこの限りではない。

31.3　クルーが自ら行う軽微な点検、タイヤ空気圧の調整、車載工具を用いた簡易な作業は、道路交通法その他の法令に反せず、他の交通を妨げず、安全な場所で行う場合に限り認められる。

31.4　整備作業に関する追加の条件、禁止事項または指定場所を設ける場合は公式通知に示す。

第 32 条　充電およびエネルギー補給

32.1　競技中の外部電源からの充電、燃料補給または水素充填は、主催者が指定する場所および時間に限り行うことができる。

32.2　指定された充電場所および充電可能時間以外に、外部電源、携帯型電源、発電機、他車両その他の外部エネルギー源を用いて参加車両を充電することを禁止する。PHEV の燃料補給および FCEV の水素充填についても、主催者が別途指定する場合はその指示に従うこと。

32.3　充電場所、充電可能時間、使用可能な充電設備、充電方法、充電停止が義務または任意であるか等の詳細は公式通知に示す。

32.4　本条への違反が確認された場合、競技長は競技会審査委員会に報告し、競技会審査委員会は失格を上限とする罰則を科すことができる。

第 33 条　クルーの装備

全てのクルーは、走行中、車両に純正装備されている安全ベルトを正しく装着しなければならない。ただし、主催者が特定区間について別途安全装備を指定した場合は、その指示に従うこと。

第 34 条　一般安全規定

34.1　オーガナイザーの指示がある区間では、サイドウィンドウを閉じて走行すること。

34.2　事故、車両故障または乗員の体調不良等により競技の継続が困難となった場合、直ちに大会本部へ電話その他の方法で連絡し、その指示に従うこと。

34.3　競技車両以外の一般交通を妨げないように走行すること。

34.4　明らかに追い越そうとしている車両がある場合は、安全を確認したうえで速やかに進路を譲ること。

34.5　RS の指示平均速度は、当該道路に適用される法定または指定最高速度を遵守して走行できる値として設定され、競技者に瞬間的にも道路の制限速度を超える走行を要求するものではない。

34.6　競技者は、指示平均速度または理想時刻を維持することを理由として、道路交通法その他の法令に違反してはならない。一般交通、信号、道路工事その他の事情により指示平均速度の維持が困難な場合は、安全および法令遵守を最優先しなければならない。

34.7　主催者は、競技者が遅着を取り戻すために法令違反または危険な走行を行うことを前提とした指示速度またはスケジュールを設定しない。

第 35 条　抗議

35.1　抗議は JAF 国内競技規則および JAF ラリー競技開催規定に従って行う。

35.2　抗議は所定の方法による文書で競技長を経て競技会審査委員会に提出し、JAF が定める抗議料を添えなければならない。本競技会に適用される抗議料は 21,200 円とする。ただし、JAF が競技会開催時までに抗議料を改定した場合は、その額を適用する。

35.3　競技、車両検査および成績に関する抗議の提出期限その他の手続きは、JAF 国内競技規則および適用されるラリー競技開催規定に従う。

35.4　仮想 CP の計測結果については、GPS トラッキングシステムに記録されたデータを公式記録とする。ただし、明らかなシステム障害その他合理的な疑義がある場合は、競技長が利用可能なデータを確認し、必要に応じて競技会審査委員会へ報告する。

第 5 章　損害の補償

第 36 条　損害の補償

36.1　参加者は、参加車両およびその附属品が破損した場合、第三者に損害を与えた場合、または道路施設等を損壊した場合、自らの責任において処理しなければならない。JAF、オーガナイザー、大会役員および道路施設等の管理者の責任については、JAF 国内競技規則その他の適用規定に従う。

36.2　参加者が競技中に主催者、大会役員の車両・器材または道路施設等に損害を与えた場合は、当該参加者が責任をもって賠償するものとする。ただし、法令上または適用規則上別段の定めがある場合はこの限りではない。

第 6 章　その他の手順

第 37 条　ラリースタート

LEG1 は 2026 年 11 月 21 日（土）に安中市役所駐車場からスタートする。各クルーはスタートリストに示された時刻に基づき、オフィシャルの指示に従ってスタートすること。

第 38 条　スタートリスト

各レグのスタート時刻は公式掲示板に発表する。

LEG1 スタートリスト公示：11 月 21 日（土）10:00

LEG2 スタートリスト公示：11 月 21 日（土）21:00

第 39 条　ロードブックの配布

各レグのロードブックは、原則として各クルーの当該レグのスタート予定時刻 30 分前に、主催者が指定する場所で配布する。配布方法を変更する場合は公式通知に示す。

第 40 条　レギュラリティステージ

40.1　RS 区間の計時は 1 秒単位で行う。

40.2　スタート地点にクロック、信号灯等が設置されない RS では、タイムカードに指定された時刻に基づき、各クルーの時計を用いて毎分 0 秒のタイミングでスタートする。

40.3　スペシャルステージラリーで使用するステージを RS として使用する場合は、当該地点のオフィシャルの指示に従いスタート手順を行う。

40.4　RS 内では、ロードブック、タイムカードまたは公式通知に示された指示平均速度に従って走行する。ただし、第 34 条に定めるとおり、道路交通法その他の法令および一般交通の安全が常に優先する。

40.5　平均速度変更地点その他 RS の競技方式に必要な情報の提示方法は、ロードブックまたは公式通知に示す。

第 41 条　再出走（リスタート）

41.1　LEG1 で競技を離脱したクルーは、車両が LEG2 に出走可能であり、競技長および競技会審査委員会が認めた場合、LEG2 へ再出走することができる。

41.2　再出走を希望するクルーは、LEG2 の自車スタート時刻 30 分前までに再車検を受け、合格しなければならない。

41.3　再出走したクルーの LEG1 における未走行区間または未通過コントロールに対するペナルティは、本規則および競技会審査委員会の決定に従って加算される。

41.4　LEG2 でリタイアしたクルーは最終結果に含まれない。

第 42 条　ラリーフィニッシュ

LEG2 の競技上のフィニッシュは、2026 年 11 月 22 日（日）12:00 頃、安中市役所駐車場を予定する。暫定表彰式は同日 13:30 頃より安中しんくみスポーツセンターにて行う。詳細はアイテナリーまたは公式通知に示す。

第 43 条　最終車両検査

最終車両検査の対象となる車両は、クルーまたは参加者の立会いのもと、主催者が指定する場所で検査を受けなければならない。

場所：安中しんくみスポーツセンター駐車場内車検場（予定）

時間：11 月 22 日（日）暫定表彰式終了後 13:40 頃～（予定）

第 44 条　エネルギー消費量およびエネルギー性能指数

44.1　各レグのスタート、フィニッシュまたは主催者が指定する地点に、エネルギー消費量確認のためのチェックを設ける場合がある。対象となるクルーは主催者の指示に従い計測を受けなければならない。

44.2　エネルギー消費量の計測方法、計測機器、計測地点および手順は公式通知に示す。

44.3　エネルギー性能指数の計測値は、本競技のレギュラリティ総合順位には算入しない。ただし、FIA ecoRally Cup の学習・体験を目的として参考順位を作成し、主催者が別途表彰することがある。

第 45 条　賞典

1 位～3 位：トロフィー、メダル、副賞

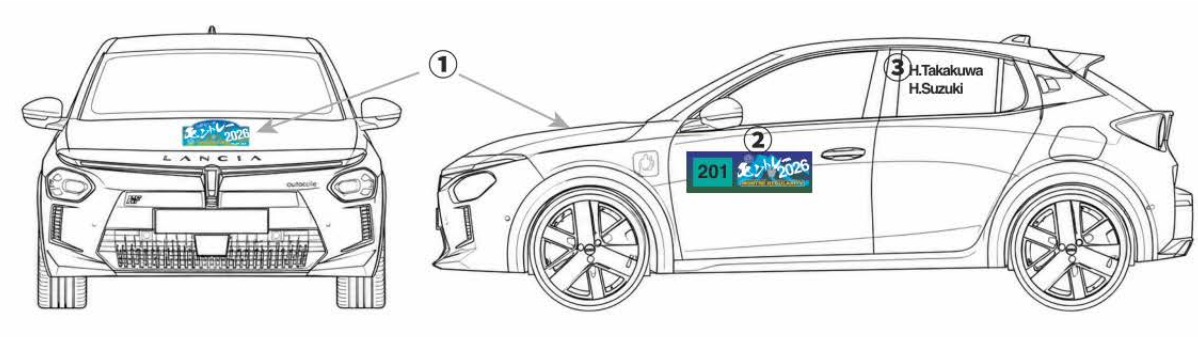
参加台数が 3 台未満の場合は、優勝者のみを表彰対象とする。

第 44 条に基づくエネルギー性能に関する特別賞を設定する場合は公式通知に示す。

細則

細則 1 広告およびラリープレート

① ボンネットプレート	215mm x 420mm	主催者が用意
② ドアプレート	200mm x 600mm	主催者が用意
③ クルーの名前（欧文）	主催者が用意	



細則 2　GPS トラッキングシステム

トラッキングシステムは RallyStream アプリを使用する。スマートフォンおよび充電ケーブルの貸与、ならびに参加者が用意する車載ホルダーおよび充電用 USB ポートについては、第 24 条に従うこと。

イベントコードは参加確認時に示す。

細則 3　充電およびエネルギー補給

公式通知にて示す

以上